

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-58 排気管からの排出ガス発散防止性能	8-58 排気管からの排出ガス発散防止性能 [審査事項なし]

7-58-1 性能要件（書面等による審査）

(1) 自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙の発散防止性能に関し、書面により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。

ただし、①、②及び⑨の基準のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用せず、①、③及び⑤の基準は、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を含む。）には適用せず、①から⑥まで及び⑩の基準は、二輪自動車及び側車付二輪自動車に適用せず、⑤及び⑥の基準は、圧縮水素ガス及び液化水素ガスを燃料とする燃料電池自動車には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第41条第1項関係、細目告示第119条第1項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 超]

① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量3.5tを超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物が、ア及びイのそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。（細目告示第119条第1項第1号関係）

ア 排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については21.3、非メタン炭化水素については0.31、窒素酸化物については0.9、粒子状物質については0.013を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第2号関係、細目告示第119条第1項第1号関係）

イ 排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、 13.0×10^{11} を超えないものであること。

[ガソリン・液化石油ガス、3.5t 以下]

② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち①の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第4号関係、細目告示第119条第1項第2号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007	13.0×10^{11}
イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007	13.0×10^{11}
ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009	13.0×10^{11}
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007	13.0×10^{11}

[軽油、3.5t 超]

③ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のものを除く。）については、新規検査又は予備検査の際、ア及びイのそれぞれに掲げる基準に適合するものであること。（細目告示第119条第1項第3号関係）

ア 細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

イ 細目告示別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値に0.14を乗じた値を加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhであらわした値に0.86を乗じた値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値で除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値又は同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の排出量を粒子数で表した値を、同別添に規定するハイブリッド用過渡試験サイクルにより運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値で除して得た値が、WHTCモード法及びハイブリッド用過渡試験サイクルについては 10.4×10^{11} 、WHSCモード法については 11.1×10^{11} を超えないものであること。

[軽油、3.5t 以下]

④ 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち③の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）及び排出物に含まれる粒子状物質の走行距離1km当たりの排出量を粒子数で表した値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び粒子数の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第41条第1項第8号関係、細目告示第119条第1項第4号関係）

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	粒子数
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009	10.8×10^{11}
イ 車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009	10.8×10^{11}
ウ 車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲	0.88	0.037	0.36	0.013	11.1×10^{11}

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
げるもの以外のもの				
[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 超]				
⑤ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車及び小型自動車のうち、車両総重量 3.5t を超えるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する JE05 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 JE05 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 21.3、非メタン炭化水素については 0.31、窒素酸化物については 0.9、粒子状物質については 0.013 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 10 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 5 号関係）				
[ガソリン・液化石油ガス・軽油以外、3.5t 以下]				
⑥ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち⑤の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査又は予備検査の際、別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定する WLTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 12 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 6 号関係）				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.23	0.009
イ 車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.23	0.009
ウ 車両総重量が 3.5t 以下の普通自動車又は小型自動車であつて、ア及びイに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.36	0.013
エ 軽自動車であつて、アに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.23	0.009
[ガソリン・液化石油ガス 大型特殊]				
⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同ガソリン・液化石油ガス特殊自動車 7 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び細目告示別添 103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定する LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、同 LSI-NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については 20.0、炭化水素については 0.80、窒素酸化物については 0.40 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 14 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 7 号関係）				
[軽油、大型特殊]				
⑧ 軽油を燃料とする大型特殊自動車であつて、定格出力が 19kW 以上 560kW 未満である原動機を備えたものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）を、細目告示別添 43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車 8 モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定する暖機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容積比で表した値を g に換算した値）に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量を g で表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）に 0.1 を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.9 を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態での NRTC モード法により運行する場合に発生した仕事量を kWh で表した値に 0.1 を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値が、それぞれ次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 16 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 8 号関係）				
自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
ア 定格出力が 19kW 以上 37kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.04
イ 定格出力が 37kW 以上 56kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.9	5.3	0.033
ウ 定格出力が 56kW 以上 75kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
エ 定格出力が 75kW 以上 130kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	6.5	0.25	0.53	0.03
オ 定格出力が 130kW 以上 560kW 未満である原動機を備えた大型特殊自動車	4.6	0.25	0.53	0.03
[二輪車]				
⑨ ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であるものは、新規検査又は予備検査の際、細目告示別添 44「二輪車排出ガスの測定方法」に規定する WMTC モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離 1km 当たりの排出量を g で表した値（炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値を g に換算した値）が、一酸化炭素については 1.33、炭化水素については 0.13、非メタン炭化水素については 0.088、窒素酸化物については 0.096、粒子状物質については 0.0063 を超えないものであること。（細目告示第 41 条第 1 項第 18 号関係、細目告示第 119 条第 1 項第 9 号関係）				
(2) 排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量又は車両重量の範囲は、次に掲げるものでなければならない。				
① WLTC 測定モード並びにシャンダイナモメータを使用して測定した JE05 測定モード及び WHTC 測定モード以外の測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、排出ガス測定モードごとに適用される次表において、受検車両の車両重量が該当する等価慣性重量と同一でなければならない。				
ア 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モード以外の測定モードを用いた場合				
ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)		
1	～ 452	500		
2	453 ～ 577	625		
3	578 ～ 702	750		
4	703 ～ 827	875		
5	828 ～ 1015	1,000		
6	1016 ～ 1265	1,250		
7	1266 ～ 1515	1,500		
8	1516 ～ 1765	1,750		

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査				第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)			
	9	1766 ~ 2015	2,000				
	10	2016 ~ 2265	2,250				
	11	2266 ~ 2515	2,500				
	12	2516 ~ 2765	2,750				
	13	2766 ~ 3140	3,000				
		以下 500kg とび					
イ 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車について JC08H+JC08C 測定モードを用いた場合							
	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)				
	1	~ 370	455				
	2	371 ~ 430	510				
	3	431 ~ 485	570				
	4	486 ~ 540	625				
	5	541 ~ 600	680				
	6	601 ~ 655	740				
	7	656 ~ 740	800				
	8	741 ~ 855	910				
	9	856 ~ 970	1,020				
	10	971 ~ 1080	1,130				
	11	1081 ~ 1195	1,250				
	12	1196 ~ 1310	1,360				
	13	1311 ~ 1420	1,470				
	14	1421 ~ 1530	1,590				
	15	1531 ~ 1650	1,700				
	16	1651 ~ 1760	1,810				
	17	1761 ~ 1870	1,930				
	18	1871 ~ 1990	2,040				
	19	1991 ~ 2100	2,150				
	20	2101 ~ 2270	2,270				
	21	2271 ~ 2515	2,500				
	22	2516 ~ 2765	2,750				
	23	2766 ~ 3140	3,000				
	24	3141 ~ 3640	3,500				
		以下 500kg とび					
ウ 二輪自動車及び側車付二輪自動車について WMTC 測定モード以外の測定モードを用いた場合							
	ランク	二輪自動車の 車両重量 (kg)	側車付二輪自動 車の車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)			
	1	~ 30		80			
	2	31 ~ 40		90			
	3	41 ~ 50		100			
	4	51 ~ 60	~ 5	110			
	5	61 ~ 70	6 ~ 15	120			
	6	71 ~ 80	16 ~ 25	130			
	7	81 ~ 90	26 ~ 35	140			
	8	91 ~ 110	36 ~ 55	150			
	9	111 ~ 130	56 ~ 75	170			
	10	131 ~ 150	76 ~ 95	190			
	11	151 ~ 170	96 ~ 115	210			
	12	171 ~ 190	116 ~ 135	230			
	13	191 ~ 215	136 ~ 160	260			
	14	216 ~ 245	161 ~ 190	280			
	15	246 ~ 275	191 ~ 220	310			
	16	276 ~ 305	221 ~ 250	340			
	17	306 ~ 340	251 ~ 285	380			
	18	341 ~ 380	286 ~ 325	410			
		以下 40kg とび					
エ 二輪自動車及び側車付二輪自動車について WMTC 測定モードを用いた場合							
	ランク	車両重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)				
	1	~ 30	100				
	2	31 ~ 40	110				
	3	41 ~ 50	120				
	4	51 ~ 60	130				
	5	61 ~ 70	140				
	6	71 ~ 80	150				
	7	81 ~ 90	160				
	8	91 ~ 100	170				
	9	101 ~ 110	180				
	10	111 ~ 120	190				
	11	121 ~ 130	200				

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

12	131 ~ 140	210
13	141 ~ 150	220
14	151 ~ 160	230
15	161 ~ 170	240
16	171 ~ 180	250
17	181 ~ 190	260
18	191 ~ 200	270
19	201 ~ 210	280
20	211 ~ 220	290
21	221 ~ 230	300
22	231 ~ 240	310
23	241 ~ 250	320
24	251 ~ 260	330
25	261 ~ 270	340
26	271 ~ 280	350
27	281 ~ 290	360
28	291 ~ 300	370
29	301 ~ 310	380
30	311 ~ 320	390
31	321 ~ 330	400
32	331 ~ 340	410
33	341 ~ 350	420
34	351 ~ 360	430
35	361 ~ 370	440
36	371 ~ 380	450
37	381 ~ 390	460
38	391 ~ 400	470
39	401 ~ 410	480
40	411 ~ 420	490
41	421 ~ 430	500
以下 10kg とび		

② シャンダイナモメータを使用した JE05 測定モード又は WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている等価慣性重量は、試験自動車重量により近く、かつ、試験自動車重量より重いものでなければならない。

ただし、機械式慣性を使用するシャンダイナモメータで排出ガス試験を実施したものは、次表において、受検車両の試験自動車重量が該当する等価慣性重量と同一であればよいものとする。

なお、試験自動車重量とは次に掲げる重量とする。

ア JE05 測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次のとおりとする。

- (ア) 最大積載量が指定されている自動車にあっては、空車状態の重量に最大積載量の 2 分の 1 の重量及び 55kg を加えた重量
 - (イ) 乗車定員が 11 人以上の自動車にあっては、空車状態の重量に乗車定員の 2 分の 1 の人員に 55kg を乗じて得た重量を加えた重量
 - (ウ) セミトレーラを牽引する牽引自動車にあっては、空車状態の重量に空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1 の重量を積載した状態の重量及び 55kg を加えた重量
- ただし、「空車状態のセミトレーラの重量に相当する重量、当該セミトレーラの最大積載量の 2 分の 1 の重量を積載した状態の重量」とあるのを、第五輪荷重が 8000kg 未満の牽引自動車にあっては「第五輪荷重の 1.5 倍の重量を積載した状態の重量」、第五輪荷重が 8000kg 以上の牽引自動車にあっては「17726kg を積載した状態の重量」と読み替えて適用することができるものとする。

イ WHTC 測定モードで排出ガス試験を実施した場合の試験自動車重量は次のとおりとする。

- (ア) 最大積載量が 500kg を超える自動車にあっては、空車状態の重量に最大積載量（セミトレーラを牽引するけん引自動車の第五輪荷重を含む。）及び 55kg を加えた重量
- (イ) 最大積載量が 500kg 以下の自動車及び専ら乗用の用に供する自動車にあっては積車状態の重量

ランク	試験自動車重量 (kg)	等価慣性重量 (kg)
1	1876 ~ 2125	2,000
2	2126 ~ 2375	2,250
3	2376 ~ 2625	2,500
4	2626 ~ 2875	2,750
5	2876 ~ 3125	3,000
6	3126 ~ 3375	3,250
7	3376 ~ 3625	3,500
8	3626 ~ 3875	3,750
9	3876 ~ 4250	4,000
10	4251 ~ 4750	4,500
11	4751 ~ 5250	5,000
12	5251 ~ 5750	5,500
13	5751 ~ 6250	6,000
以下 500kg とび		

③ WLTC 測定モードで排出ガス試験を実施した排出ガス試験結果成績表に記載されている車両重量は、受検車両の車両重量に次表に掲げる区分に応じた値を加えた重量又は減じた重量の範囲内でなければならない。

用途及び種別 (改造前)		重量 (kg)
乗用自動車	普通自動車	60
	小型自動車	50
	軽自動車	40

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査			第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)		
貨物自動車	普通自動車	100			
	小型自動車	60			
	軽自動車	40			

[排出ガス非認証車の適用猶予]

(3) 平成18年10月1日以降に製作された普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）の排出ガス非認証車であって、車両総重量3.5t（軽油を燃料とする自動車であって、平成19年8月31日以前に製作されたものにあつては、2.5t）を超えるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ①、③及び⑤の規定は適用しない。（適用関係告示第28条第84項関係）

ア 保安基準第55条の規定により保安基準第2条、第4条、第4条の2の規定を適用しないものとされた普通自動車及び小型自動車又は7-5-2（7-5-5-2）に該当する普通自動車及び小型自動車〔牽引自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車であって、本邦において自動車を製作することを業とする者が製作したもの又は自動車を輸入することを業とする者が輸入したものであつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕

イ 空港整備法（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港の管理者が使用する消防自動車（全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたものに限る。）

ウ ア又はイに掲げる普通自動車及び小型自動車以外のものであつて、車両総重量5tを超え、全ての車輪に動力を伝達できる構造の動力伝達装置を備えたもの又は3軸以上の車軸に動力を伝達できる動力伝達装置を備えたもの〔本邦において自動車を製作することを業とする者が製作した自動車又は自動車を輸入することを業とする者が輸入した自動車であつて外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者から自動車を輸入する契約を締結している者が当該契約に基づいて輸入したもの（外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者が自ら輸入した自動車を含む。）を除く。〕

(4) 大型特殊自動車の排出ガス非認証車については、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、(1) ⑦及び⑧の規定は適用しない。

ただし、軽油を燃料とするものにあつては、9-7の規定に適合するものに限る。（適用関係告示第28条第84項関係）

7-58-2 欠番

7-58-3 欠番

7-58-4 適用関係の整理

次の表の自動車の種別の欄に掲げる自動車であつて、同表の最終適用時期の欄に掲げる年月日以前に製作されたものについては、同表の従前規定の欄に掲げる規定を適用する。（適用関係告示第28条関係）

自動車の種別			最終適用時期	従前規定	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	2 サイクルの原動機を有する軽自動車以外のもの	令和8年9月30日	7-58-5 (従前規定の適用①)	
		2 サイクルの原動機を有する軽自動車	令和8年9月30日	7-58-6 (従前規定の適用②)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-7 (従前規定の適用③)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-8 (従前規定の適用④)
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-9 (従前規定の適用⑤)
			車両総重量が3.5tを超えるもの	令和8年9月30日	7-58-10 (従前規定の適用⑥)
	軽自動車		令和8年9月30日	7-58-11 (従前規定の適用⑦)	
ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車			令和9年9月30日	7-58-12 (従前規定の適用⑧)	
軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和8年9月30日	7-58-13 (従前規定の適用⑨)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和8年9月30日	7-58-14 (従前規定の適用⑩)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-15 (従前規定の適用⑪)
			車両総重量が1.7tを超え2.5t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-16 (従前規定の適用⑫)
			車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-17 (従前規定の適用⑬)
			車両総重量が3.5tを超え7.5t以下のもの	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)
			車両総重量が7.5tを超えるもの	第五輪荷重を有する牽引自動車以外のもの	令和8年9月30日
	第五輪荷重を有する牽引自動車	令和8年9月30日	7-58-18 (従前規定の適用⑭)		
ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）	専ら乗用の用に供する自動車であつて、乗車定員9人以下のもの及び乗車定員10人で、かつ、車両総重量が3.5t以下のもの	車両重量が1,265kg以下のもの	令和4年9月30日	7-58-19 (従前規定の適用⑮)	
		車両重量が1,265kgを超えるもの	令和4年9月30日	7-58-20 (従前規定の適用⑯)	
	その他のもの	普通自動車又は小型自動車	車両総重量が1.7t以下のもの	令和4年9月30日	7-58-21 (従前規定の適用⑰)
			車両総重量が1.7tを超え3.5t以下のもの	令和4年9月30日	7-58-22 (従前規定の適用⑱)
			車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの	平成23年9月30日	7-58-23 (従前規定の適用⑲)
			車両総重量が12tを超えるもの	平成22年8月31日	7-58-23 (従前規定の適用⑲)
	軽自動車		令和4年9月30日	7-58-24 (従前規定の適用⑳)	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査		第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)	
軽油を燃料とする大型特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたもの	平成29年8月31日	7-58-25 (従前規定の適用①)
	定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたもの	平成29年8月31日	7-58-26 (従前規定の適用②)
	定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたもの	平成29年8月31日	7-58-27 (従前規定の適用③)
	定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えたもの	平成29年8月31日	7-58-28 (従前規定の適用④)
	定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたもの	平成28年8月31日	7-58-29 (従前規定の適用⑤)
ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車		令和6年11月30日	7-58-30 (従前規定の適用⑥)

7-58-5 従前規定の適用①

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車並びに専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表①の区分の欄に掲げる規制年等の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする乗車定員が9人以下である乗用自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人の自動車であって、車両総重量3.5t以下のもの(2サイクルの原動機を有する軽自動車を除く。)

区分					7-58-1(1)②ア関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭50	A	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10(g/km)	2.70	0.39	1.60	同上	同上		6項	
					11(g/test)	85.0	9.50	11.0					
51	B	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10(g/km)	2.70	0.39	0.84	同上	同上	慣性重量 1t以下	9項	
					11(g/test)	85.0	9.50	8.00					
	C	昭51.4.1	昭52.3.1	昭53.3.1	10(g/km)	2.70	0.39	1.20	同上	同上	慣性重量 1t超		
					11(g/test)	85.0	9.50	9.00					
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	29項		
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00					
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1	29項	
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00					
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1	57項	
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00					
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上	74項		
					11(g/test)	31.1	4.42	2.50					
17	A C D N	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBDO車	10・15モード [*] ×0.88+11 モード [*] ×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上	HCについてはNMHCとする。	103項
					OBDI車								
					平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124項	
21	L M Q R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	同上	173項	
30	3 4 5 6 7	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモード [*] (g/km)※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	同上	189項
					WLTCモード [*] (g/km)※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項	
					WLTCモード [*] (g/km)※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項	
					WLTCモード [*] (g/km)※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項	
					WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—	

注1 「慣性重量」とは、等価慣性重量をいう。
 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 3 ※1は、平成3年10月31日(輸入自動車にあっては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
 4 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日により

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

規制年を判断することを示す。

- 5 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 7 ※5は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 9 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 10 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 11 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-6 従前規定の適用②

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクルの原動機を有し専ら乗用の用に供する軽自動車であつて、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあつては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表② ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする2サイクル原動機を有する軽乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1(1)②ア関係						適用関係 告示根拠		
		適用時期				モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考			
なし	なし	昭50.3.31以前	昭51.3.31以前	昭52.9.30以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし		
昭50	A	昭50.4.1	昭51.4.1	なし	10(g/km)	2.70	5.60	0.50	同上	同上		5項		
					11(g/test)	85.0	33.0	6.00						
50	A	昭52.10.1	昭52.10.1	昭52.10.1	10(g/km)	2.70	0.39	0.50	同上	同上		9項		
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00						
53	E	昭53.4.1	昭54.3.1	昭56.4.1	10(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上		29項		
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00						
平3	E	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1	29項		
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00						
10	GF HK	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15(g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1	57項		
					11(g/test)	85.0	9.50	6.00						
12	GH HN TA XA LA YA UA ZA	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15(g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上		74項		
					11(g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	A C D N	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車	1.92	0.08	0.08	同上	同上	同上	HCについてはNMHCとする。	103項	
					OBDⅡ車									10・15モード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25(g/km)
					10・15モード [*] ×0.88+11モード [*] ×0.12(g/km)									
		平20.10.1	平22.9.1	平22.9.1	10・15モード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	109項		
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124項		
21	L M Q R	A B L A	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	0.007	同上	同上	173項		
30	3 4 5 6 7	A B L Z	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモード [*] (g/km)※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	189項	
			令3.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項	
			令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項	
			令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項	
			令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—	

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 ※1は、平成3年10月31日(輸入自動車にあつては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成3年11月1日以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。
- 3 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
- 4 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 5 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 6 ※5は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 9 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-7 従前規定の適用③

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表③の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表③ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-58-1 (1) ②イ関係							適用関係 告示根拠		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考			
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上	同上			10項	
					11 (g/test)	130.0	17.0	20.0						
54	J	昭54.4.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.40	同上	同上			13項	
					11 (g/test)	130.0	17.0	10.0						
56	L	昭56.1.1	昭56.12.1	昭58.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.84	同上	同上			21項	
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.00						
63	R	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上			29項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
平3	R	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1		29項 57項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
10	GG	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.39	0.48	同上	同上	※1		57項	
					11 (g/test)	85.0	9.50	6.00						
12	GJ HP TB XB LB YB UB ZB	平12.10.1	平14.9.1	平14.9.1	10・15 (g/km)	1.27	0.17	0.17	同上	同上			74項	
					11 (g/test)	31.1	4.42	2.50						
17	A : A : E C : B D : L N	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車	10・15 モード [*] × 0.88 + 11 モード [*] × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.08	同上	同上		HCについてはNMHCとする。	103項
					OBDⅡ車	10・15 モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)								
					平20.10.1	平22.9.1								
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08H モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124項	
21	L : A : E M : B Q : L R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	同上	同上	173項	
30	3 : A : E 4 : B 5 : L 6 7	平30.10.1	令3.1.1※2	令3.1.1	WLTCモード [*] (g/km) ※3	2.03	0.16	同上	同上	同上	同上	同上	189項	
		令3.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項	
		令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項	
		令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項	
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上		—	

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 ※1は、平成3年10月31日(輸入自動車にあっては、平成5年3月31日)以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
- 3 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
- 4 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 5 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 6 ※5は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 9 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-8 従前規定の適用④

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

適用表④ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード* (単位)	7-58-1 (1) ②ウ関係						適用関係 告示根拠										
		適用時期				モード規制値																
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考											
なし	なし	昭50.3.31以前	昭50.11.30以前	昭51.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし										
昭50	H	昭50.4.1	昭50.12.1	昭51.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上	同上		10項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	20.0														
54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上	同上		14項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	11.0														
56	L	昭56.12.1	昭57.11.1	昭59.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上	同上		23項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	9.50														
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.98	同上	同上		29項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50														
3	T	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.98	同上	同上	※1	29項 41項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	8.50														
6	GA	平6.12.1	平7.11.1	平8.4.1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.63	同上	同上		51項										
					11 (g/test)	130.0	17.0	6.60														
10	GC	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.63	同上	同上		59項										
					11 (g/test)	104.0	9.50	6.60														
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1	10・15 (g/km)	3.36	0.17	0.25	同上	同上		74項										
					11 (g/test)	38.5	4.42	2.78														
17	A A F C B D L N	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1	OBD車	10・15 モード* × 0.88 + 11 モード* × 0.12 (g/km)	4.08	0.08	0.10	同上	同上	HCについてはNMHCとする。	103項									
					OBDⅡ車	10・15 モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)																
					平20.10.1	平22.9.1								平22.9.1	10・15 モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	109項
					平23.4.1	平25.3.1								平25.3.1	JC08H モード* × 0.75 + JC08C モード* × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124項
21	L A F M B Q L R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	同上	同上	同上	同上	0.009	同上	同上	173項										
30	3 A F 4 B 5 L 6 7	令1.10.1	令4.1.1※2	令4.1.1	WLTCモード* (g/km) ※3	4.48	0.23	0.11	同上	同上	同上	189項										
		令3.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード* (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項										
		令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード* (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項										
		令4.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード* (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196項										
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード* (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—										

注1 2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 ※1は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたものについては、当該規制を適用しないことを示す。
- 3 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。
- 4 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 5 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 6 ※5は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 7 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 9 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-9 従前規定の適用⑤

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1 (1) ②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車（令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑤ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である普通自動車又は小型自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分	7-58-1 (1) ②ウ関係
----	-----------------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード* (単位)	モード規制値						適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除 く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	なし	昭 53. 12. 31 以前	昭 54. 11. 30 以前	昭 56. 3. 31 以前		なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
					平 15. 8. 31 以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上		1項 表 10 号	
昭 54	J	昭 54. 1. 1	昭 54. 12. 1	昭 56. 4. 1		6CO (%) HC・NOx (ppm)	1. 6 1. 1	520 440	1390 1390	同上	同上	ガソリン LPG	16項	
57	M	昭 57. 1. 1	昭 57. 12. 1	昭 59. 4. 1		同上	1. 6 1. 1	520 440	990 990	同上	同上	ガソリン LPG	24項	
平 1	T	平 1. 10. 1	平 2. 9. 1	平 3. 4. 1		同上	1. 6 1. 1	520 440	850 850	同上	同上	ガソリン LPG	32項	
4	Z	平 4. 10. 1	平 5. 9. 1	平 6. 4. 1		13 (g/kWh)	136. 0 105. 0	7. 90 6. 80	7. 20 7. 20	同上	同上	ガソリン LPG	42項	
7	GB	平 7. 12. 1	平 8. 11. 1	平 9. 4. 1		同上	136. 0 105. 0	7. 90 6. 80	5. 90 5. 90	同上	同上	ガソリン LPG	52項	
10	GE	平 10. 10. 1	平 11. 9. 1	平 12. 4. 1		同上	68. 0	2. 29	5. 90	同上	同上		60項	
13	GK HQ TC XC LC YC UC ZC	平 13. 10. 1	平 15. 9. 1	平 15. 9. 1		10・15 (g/km) 11 (g/test)	3. 36 38. 5	0. 17 4. 42	0. 25 2. 78	同上	同上		74項	
	なし				平 15. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上		同上	
17	A C D N A B L F A B L F A B L F A B L F	平 17. 10. 1	平 19. 9. 1	平 19. 9. 1		OBD 車 OBD II 車	10・15 モード × 0. 88 + 11 モード × 0. 12 (g/km) 10・15 モード × 0. 75 + JC08C モード × 0. 25 (g/km)	4. 08	0. 08	0. 10	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。	103項
	なし				平 19. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	A C D N A B L F A B L F A B L F	平 20. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1		10・15 モード × 0. 75 + JC08C モード × 0. 25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	109項	
	なし				平 22. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	A C D N A B L F A B L F A B L F	平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1		JC08H モード × 0. 75 + JC08C モード × 0. 25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124項	
	なし				平 25. 3. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
21	L M Q R L A B L F L A B L F L A B L F	平 21. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1		同上	同上	同上	同上	0. 009	同上	同上	173項	
	なし				平 22. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
30	3 4 5 6 7 なし	令 1. 10. 1 令 3. 10. 1 令 4. 10. 1 令 4. 10. 1 令 6. 10. 1	令 4. 1. 1※1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1	令 4. 1. 1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1 令 8. 10. 1		WLTC モード* (g/km) ※2 WLTC モード* (g/km) ※3 WLTC モード* (g/km) ※4 WLTC モード* (g/km) ※5 WLTC モード* (g/km)	4. 48 同上 同上 同上 同上	0. 23 同上 同上 同上 同上	0. 11 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上	同上 同上 同上 同上 同上	189項 190項 193項 196項 13. 0× 10 ¹¹ 189項 190項 193項 196項 13. 0× 10 ¹¹	

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。
 3 ※1 は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 4 ※2 は、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 5 ※3 は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙 4 に定める設定を適用した WLTC モードとする。
 6 ※4 は、令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 7 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査
(改造等による変更のない使用過程車)

8 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-10 従前規定の適用⑥

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であって、令和6年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表⑥の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1(1)①の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和4年10月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑥ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分				測定モード(単位)	7-58-1(1)①関係						適用関係 告示根拠
		適用時期					モード規制値						
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除 く。)	排出ガス非 認証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
なし	なし	昭53.12.31 以前	昭54.11.30 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
					平18.9.30 以前	同上	同上	同上	同上	同上	同上		1項 表10号
昭54	J	昭54.1.1	昭54.12.1	昭56.4.1		6CO(%) HC・NOx(ppm)	1.6 1.1	520 440	1390 1390	同上 同上	同上 同上	ガソリン LPG	16項
57	M	昭57.1.1	昭57.12.1	昭59.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	990 990	同上 同上	同上 同上	ガソリン LPG	24項
平1	T	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	1.6 1.1	520 440	850 850	同上 同上	同上 同上	ガソリン LPG	32項
4	Z	平4.10.1	平5.9.1	平6.4.1		13(g/kWh)	136.0 105.0	7.90 6.80	7.20 7.20	同上 同上	同上 同上	ガソリン LPG	42項
7	GB	平7.12.1	平8.11.1	平9.4.1		同上	136.0 105.0	7.90 6.80	5.90 5.90	同上 同上	同上 同上	ガソリン LPG	52項
10	GE	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	68.0	2.29	5.90	同上	同上		60項
13	GL HR TD XD LD YD UD ZD	平13.10.1	平15.9.1	平15.9.1		同上	26.0	0.99	2.03	同上	同上		75項
	なし				平18.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	75項 84項 表1号
17	A A A C B G D L N	平17.10.1	平19.9.1	平19.9.1		JE05(g/kWh)	21.3	0.31	0.90	同上	同上	HCについ ては、 NMHCとす る。	122項
	なし				平19.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	84項 表1号
21	L A A M B G Q L R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1		同上	同上	同上	同上	0.013	同上	HCについ ては、 NMHCとす る。	201項
	なし				平22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注5】	201項
	L A A M B G Q L R	令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1		同上	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—
	なし				令8.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 モード規制値欄中備考欄の【注5】については、7-58-1(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。

3 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

4 SPNの単位は、(個/kWh)に読み替えるものとする。

7-58-11 従前規定の適用⑦

ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)であって、令和8年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑦の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

ただし、7-58-1(1)②の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。

この場合において、令和5年3月31日以前に製作された自動車(令和2年12月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)にあっては、ただし書の「直接噴射式」を「吸蔵型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式」と読み替えることができる。

適用表⑦ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽自動車(乗用自動車を除く。)

区分	7-58-1(1)②エ関係
----	---------------

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値						適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	なし	昭 50. 3. 31 以前	昭 50. 11. 30 以前	昭 51. 3. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
昭 50	H	昭 50. 4. 1	昭 50. 12. 1	昭 51. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	2.30	同上	同上		10 項	
					11 (g/test)	130	17.0	20.0					
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
54	J	昭 54. 1. 1	昭 54. 12. 1	昭 56. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.60	同上	同上		15 項	
					11 (g/test)	130	17.0	11.0					
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
57	M	昭 57. 1. 1	昭 57. 12. 1	昭 59. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	1.26	同上	同上		26 項	
					11 (g/test)	130	17.0	9.50					
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
平 2	V	平 2. 10. 1	平 3. 9. 1	平 4. 4. 1	10 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	同上		29 項	
					11 (g/test)	130	17.0	7.50					
					10 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
3	V	平 3. 11. 1	平 3. 11. 1	平 5. 4. 1	10・15 (g/km)	17.0	2.70	0.74	同上	同上	※1	29 項 51 項	
					11 (g/test)	130	17.0	7.50					
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル※1		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
10	GD	平 10. 10. 1	平 11. 9. 1	平 12. 4. 1	10・15 (g/km)	8.42	0.39	0.48	同上	同上		61 項	
					11 (g/test)	104	9.50	6.00					
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
14	GM HS TE XE LE YE UE ZE	平 14. 10. 1	平 15. 9. 1	平 15. 9. 1	10・15 (g/km)	5.11	0.25	0.25	同上	同上		74 項	
					11 (g/test)	58.9	6.40	3.63					
					10・15 (g/km)	17.0	15.0	0.50	同上	同上	2サイクル		
					11 (g/test)	130	70.0	4.00					
19	E : A : D G : B H : L	平 19. 10. 1	平 20. 9. 1	平 20. 9. 1	OBD 車	6.67	0.08	0.08	同上	同上	HC については NMHC とする。	103 項	
					OBD II 車								10・15 モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)
		平 20. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	10・15 モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	109 項
		平 23. 4. 1	平 25. 3. 1	平 25. 3. 1	JC08H モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	124 項
21	L : A : D M : B Q : L R	平 21. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	同上	同上	同上	同上	0.007	同上	同上	173 項	
30	3 : A : D 4 : B : Y 5 : L 6 7	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1※2	令 4. 1. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	7.06	0.16	同上	同上	同上	同上	189 項	
		令 3. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
		令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	同上	194 項	
		令 4. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	同上	196 項	
		令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	13.0×10 ¹¹	同上	—	

注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 「2サイクル」とは、2サイクルの原動機を有する自動車をいう。

3 ※1は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって平成3年11月1日以降に製作されたもの）にあっては、当該規制を適用しないことを示す。

4 ※2は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。

5 ※3は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

6 ※4は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。

7 ※5は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

8 ※6は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

9 識別記号が3桁のものにあっては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-12 従前規定の適用⑧

ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上560kW未満）であって、令和9年9月30日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって令和6年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑧の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑧ ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上560kW未満）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)						
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ⑦関係					適用関係告示根拠
		適用時期				モード規制値					
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	SPN	備考	
なし	なし	平 19.9.30 以前	平 20.8.31 以前	平 20.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項9号
平 19	E A T B L	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	7 (g/kWh)	26.6	0.80	0.80	同上	HC については THC とする。	208 項
令 6	9 A T B L	令 6.10.1	令 9.10.1	令 9.10.1	7モード (g/kWh) LSI-NRTC モード (g/kWh)	20.0	同上	0.40	同上	同上	-

- 注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車のモード規制は、7-58-1 (4) により、規制の適用が猶予されている。
 3 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。

7-58-13 従前規定の適用⑨

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 (車両重量が 1,265kg 以下のものに限る。) であつて、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。) については、適用表⑨-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの (輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。) については、適用表⑨-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑨-1]

- (1) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値
 (2) ディーゼル 4 モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成 20 年 3 月 25 日付け国土交通省告示第 348 号による改正前の細目告示別添 45 「ディーゼル 4 モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙 4 モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル 4 モード欄に掲げる値

[適用表⑨-2]

- (3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑨-1 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg 以下の乗車定員が 10 人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係					ディーゼル 4 モード関係			
		適用時期				モード規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠		
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17 項	同上	同上	
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		20 項	同上	同上	
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	0.98	同上	MT	28 項	同上	同上	
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	AT				
平 2	X	平 2.12.1	平 3.11.1	平 5.4.1	同上	同上	同上	0.72	同上		30 項	同上	同上	
3	X	平 3.11.1	同上	同上	10・15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	※	37 項	同上	同上	
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	同上	同上	同上	0.34	※	43 項	同上	同上	
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平 9.10.1	平 11.7.1	平 12.4.1	同上	同上	同上	0.55	0.14		62 項	同上	同上	
14	KM HT TF XF LF YF UF ZF	平 14.10.1	平 16.9.1~ 平 19.8.31	平 16.9.1~ 平 19.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76 項	同上	76 項	
17	A C B B D C M D N P	平 17.10.1	平 15.10.1~ 平 22.8.31	平 15.10.1~ 平 22.8.31	10・15 モード [*] × 0.88 + 11 モード [*] × 0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HC については NMHC とする。	105 項	25	105 項 111 項 128 項 81 項	
		平 20.10.1	平 18.11.1~ 平 22.8.31	平 18.11.1~ 平 22.8.31	10・15 モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上				111 項
		平 21.10.1	平 18.11.1~ 平 22.8.31	平 18.11.1~ 平 22.8.31	JC08H モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上				128 項

- 注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。
 2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車をいう。
 3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 5 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあっては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であって平成7年8月31日（輸入自動車にあっては、平成8年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）
- 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 7 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 8 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第28条第81項関係）
- 9 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑨-2 軽油を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] （単位）	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠	
		適用時期				モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
21	L F M Q R	C D M M A	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	JC08H モード [*] × 0.75 + JC08C モード [*] × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007	なし		175 項
30	3 4 5 6 7	C D M M A	平 30.10.1	令 3.1.1※1	令 3.1.1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189 項
			令 3.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
			令 4.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
			令 5.10.1	令 7.10.1	令 7.10.1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	204 項
			令 6.10.1	令 8.10.1	令 8.10.1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 ※5は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-14 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車（車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあっては、車両重量が1,265kgを超えるものであって車両総重量3.5t以下のものに限る。）であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

- (1) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑩-2]

- (3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑩-1 軽油を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] （単位）	7-58-1 (1) ④ア関係					適用関係告示根拠	ディーゼル4モード関係	
		適用時期				モード規制値						適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車（輸入自動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭 54.3.31 以前	昭 55.2.29 以前	昭 56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭 54	K	昭 54.4.1	昭 55.3.1	昭 56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17 項	同上	同上
57	N	昭 57.1.1	昭 57.12.1	昭 59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		20 項	同上	同上
61	Q	昭 61.10.1	昭 62.9.1	昭 63.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上	MT	30 項	同上	同上
		昭 62.10.1	昭 63.9.1	平 1.4.1	同上	同上	同上	同上	同上	AT			
平 3	Q	平 3.11.1	平 3.11.1	平 5.4.1	10・15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	※	30 項 31 項	同上	同上
4	Y	平 4.10.1	平 5.9.1	平 6.4.1	同上	同上	同上	0.84	同上	※	37 項	同上	同上
6	KD	平 6.10.1	平 7.9.1	平 8.4.1	同上	同上	同上	同上	0.34		47 項	同上	同上
10	KH	平 10.10.1	平 11.9.1	平 12.4.1	同上	同上	同上	0.55	0.14		62 項	同上	同上

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
	HD DK WK DL WL DM WM												
14	KN TG XG LG YG UG ZG	平 14. 10. 1	平 16. 9. 1～ 平 19. 8. 31	平 16. 9. 1～ 平 19. 8. 31	同上	0. 98	0. 24	0. 45	0. 11		76 項	同上	76 項
17	A C C B D C M D N P	平 17. 10. 1	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	$10 \cdot 15 \text{ モト}^{\circ} \times 0. 88 + 11 \text{ モト}^{\circ} \times 0. 12 \text{ (g/km)}$	0. 84	0. 032	0. 20	0. 019	HC については NMHC とする。	105 項	25	105 項 111 項 128 項 81 項
		平 20. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	$10 \cdot 15 \text{ モト}^{\circ} \times 0. 75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0. 25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	111 項		
		平 21. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	$\text{JC08H モト}^{\circ} \times 0. 75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0. 25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	128 項		

- 注 1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。
 2 「AT」とは、自動式変速機を備えた自動車をいう。
 3 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。
 4 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 5 ※印は、平成 3 年 10 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 5 年 3 月 31 日）以前に製作されたもの並びに平成 3 年 10 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 5 年 3 月 31 日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成 5 年 8 月 31 日（輸入自動車にあつては、平成 6 年 3 月 31 日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第 28 条第 30 項関係）
 6 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 7 新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 8 ディーゼル 4 モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第 28 条第 81 項関係）
 9 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。

適用表⑩-2 軽油を燃料とする車両重量が 1,265kg を超える自動車であつて、乗車定員 9 人以下である乗用自動車及び車両総重量 3.5t 以下で、かつ、乗車定員 10 人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ア関係						適用関係告示根拠	
		適用時期	適用時期	適用時期		モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車	CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考			
21	L C A F D M M Q R	平 21. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	$\text{JC08H モト}^{\circ} \times 0. 75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0. 25 \text{ (g/km)}$	0. 84	0. 032	0. 11	0. 007	なし		175 項	
30	3 C A 4 D 5 M 6 7	平 30. 10. 1	令 3. 1. 1※1	令 3. 1. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 23	0. 009	同上		189 項	
		令 3. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項	
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項	
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項	
		令 5. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	10. 8×10 ¹¹		204 項
		令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTC モード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上		—

- 注 1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 2 新型生産車の平成 17 年規制と平成 21 年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 3 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。
 4 ※1 は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 5 ※2 は、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 6 ※3 は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和 2 年 6 月 30 日付け国土交通省告示第 704 号による改正前の細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」II. 別紙 4 に定める設定を適用した WLTC モードとする。
 7 ※4 は、令和 3 年 8 月 5 日付け国土交通省告示第 1084 号による改正前の細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 8 ※5 は、令和 4 年 10 月 7 日付け国土交通省告示第 1040 号による改正前の細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 9 ※6 は、令和 5 年 9 月 22 日付け国土交通省告示第 969 号による改正前の細目告示別添 42 「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定める WLTC モードとする。
 10 SPN の単位は、(個/km) に読み替えるものとする。

7-58-15 従前規定の適用⑩

軽油を燃料とする車両総重量が 1.7t 以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成 22 年 8 月 31 日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑩-1 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1) 又は (2) に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成 22 年 9 月 1 日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成 21 年 10 月 1 日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑩-2 の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3) に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑩-1]

- (1) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

(2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表①-2]

(3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表①-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④イ関係							ディーゼル4モード関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード [*] (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車 (輸入自 動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	同上
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		18項	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		22項	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	10 (g/km)	2.70	0.62	1.26	同上		30項	同上	同上
平3	S	平3.11.1	平3.11.1	平5.4.1	10・15 (g/km)	同上	同上	同上	同上	※	33項	同上	同上
5	KA	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	同上	同上	同上	0.84	0.34	※	43項	同上	同上
9	KE HA DA WA DB WB DC WC	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	同上	同上	0.55	0.14		62項	同上	同上
14	KP HW TH XH LH YH UH ZH	平14.10.1	平16.9.1～ 平19.8.31	平16.9.1～ 平19.8.31	同上	0.98	0.24	0.43	0.11		76項	同上	76項
17	A C E B D C M D N P	平17.10.1	平15.10.1～ 平22.8.31	平15.10.1～ 平22.8.31	10・15モード [*] ×0.88+11モード [*] ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.19	0.017	HCについ てはNMHC とする。	105項	25	105項 111項 128項 81項
		平20.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	10・15モード [*] ×0.75+JC08Cモ ード [*] ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	111項		
		平21.10.1	平18.11.1～ 平22.8.31	平18.11.1～ 平22.8.31	JC08Hモード [*] ×0.75+JC08Cモ ード [*] ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	128項		

注1 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。

2 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

3 ※印は、平成3年10月31日（輸入自動車にあつては、平成5年3月31日）以前に製作されたもの並びに平成3年10月31日（輸入自動車にあつては、平成5年3月31日）以前の型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置認定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車であつて平成6年8月31日（輸入自動車にあつては、平成7年3月31日）以降に製作されたものにあつては、当該規制を適用しないことを示す。（適用関係告示第28条第30項関係）

4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

5 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

6 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。（適用関係告示第28条第81項関係）

7 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表①-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④イ関係							
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を 除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN		備考
21	L C E M D Q M R	平21.10.1	平22.9.1	平22.9.1	JC08Hモード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] × 0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.11	0.007	なし		175項
30	3 C E 4 D 5 M 6 7	平30.10.1	令3.1.1※1	令3.1.1	WLTCモード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.23	0.009	同上		189項
		令3.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190項
		令4.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193項
		令4.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195項
		令5.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	同上	10.8×10 ¹¹	204項
		令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。

3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日より規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 ※5は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-16 従前規定の適用⑫

軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成23年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表⑫-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成23年9月1日以降に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、平成22年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を含む。）については、適用表⑫-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(5)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑫-1]

- (1) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑫-2]

- (3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑫-1 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて2.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1 (1) ④ウ関係						ディーゼル4モード関係			
規制年	識別記号	適用時期			測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4モード [*] (%)	適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考				
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	同上	
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		18項	同上	同上	
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		22項	同上	同上	
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1	同上	同上	同上	同上	同上		34項	同上	同上	
平5	KB	平5.10.1	平6.9.1	平7.4.1	10・15 (g/km)	2.70	0.62	1.82	0.43		43項	同上	同上	
9	KF	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1	同上	同上	同上	0.97	0.18	MT	47項	同上	同上	
	HB													
	DD													
	WD													
	DE													
	WE													
DF														
WF														
10	KJ	平10.10.1	平11.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	0.18		67項	同上	同上	
	HE													
	DN													
	WN													
	DP													
	WP													
	DQ													
WQ														
15	KQ	平15.10.1	平16.9.1～ 平19.8.31	平16.9.1～ 平19.8.31	同上	0.98	0.24	0.68	0.12		76項	同上	76項	
	HX													
	TJ													
	XJ													
	LJ													
	YJ													
	UJ													
ZJ														
17	A	平17.10.1	平15.10.1～ 平22.8.31	平15.10.1～ 平22.8.31	10・15モード [*] ×0.88+11モード [*] ×0.12 (g/km)	0.84	0.032	0.33	0.020	HCについてはNMHCとする。	105項	25	105項	
	C													
	F													
	M													
D	平20.10.1	平18.11.1～ 平23.8.31	平18.11.1～ 平23.8.31	10・15モード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	111項		111項	
														N
														P
P	平22.10.1	平18.11.1～ 平23.8.31	平18.11.1～ 平23.8.31	JC08Hモード [*] ×0.75+JC08Cモード [*] ×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	128項		81項	

注1 「MT」とは、手動式変速機を備えた自動車をいう。
 2 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。
 3 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 4 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 5 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 6 ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)
- 7 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表⑫-2 軽油を燃料とする車両総重量が1.7tを超え2.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ウ関係						適用関係告示根拠	
		適用時期				モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考		
22	S T M	C D M	F	平22.10.1	平23.9.1	平23.9.1	JC08H モード [*] ×0.75+JC08C モード [*] ×0.25 (g/km)	0.84	0.032	0.20	0.009	なし	175項
30	3 4 5 6 7	C D M	F	令1.10.1	令4.1.1※1	令4.1.1	WLTCモード [*] (g/km) ※2	0.88	0.037	0.36	0.013	同上	189項
				令3.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	190項
				令4.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	193項
				令4.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上	195項
				令5.10.1	令7.10.1	令7.10.1	WLTCモード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	11.1×10 ¹¹	204項
				令6.10.1	令8.10.1	令8.10.1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日より規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 8 ※5は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 9 ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 10 SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-17 従前規定の適用⑬

軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。)であつて、平成22年8月31日以前に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑬-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

また、平成22年9月1日以降に製作されたもの(輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、適用表⑬-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表⑬-1]

- (1) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表⑬-2]

- (3) 7-58-1 (1) ④の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値

適用表⑬-1 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超えて3.5t以下である自動車(乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。)

規制年	識別記号	区分				測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ウ関係					ディーゼル4モード関係	
		適用時期					モード規制値					適用関係告示根拠	適用関係告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車(排出ガス非認証車を除く。)	排出ガス非認証車		CO	HC	NOx	PM	備考		
なし	なし	昭54.3.31以前	昭55.2.29以前	昭56.3.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
					平18.9.30以前	同上	同上	同上	同上	同上	1項表10号	同上	77項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	17項	同上	なし
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	18項	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	22項	同上	同上
63	S	昭63.12.1	平1.11.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	25項	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	38項	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96	44項	同上	同上
							同上	同上	7.80	同上	直噴式		
9	KG HC DG WG DH WH DJ WJ	平9.10.1	平11.7.1	平12.4.1		同上	同上	同上	5.80	0.49	68項	同上	同上

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
15	KR TK XK LK YK UK ZK	平 15. 10. 1	平 16. 9. 1～ 平 19. 8. 31	平 16. 9. 1～ 平 19. 8. 31	同上	3. 46	1. 47	4. 22	0. 35	車両総重量 12t 以下	77 項	同上	77 項	
	なし				平 18. 10. 1～ 平 19. 8. 31	同上	同上	同上	同上	同上	77 項 84 【注5】 項表 2号	なし	81 項	
17	A C F B D C M D N P	平 17. 10. 1	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	同上	$10 \cdot 15 \text{ モト}^{\circ} \times 0.88 + 11 \text{ モト}^{\circ} \times 0.12 \text{ (g/km)}$	0. 84	0. 032	0. 33	0. 020	HC については NMHC とする。	105 項	25	105 項 81 項
	なし				平 15. 10. 1～ 平 22. 8. 31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81 項	
	A C F B D C M D N P	平 20. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	同上	$10 \cdot 15 \text{ モト}^{\circ} \times 0.75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	111 項	25	111 項 81 項
	なし				平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81 項
	A C F B D C M D N P	平 21. 10. 1	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	同上	$\text{JC08H モト}^{\circ} \times 0.75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	同上	同上	同上	同上	同上	128 項	25	128 項 81 項
なし				平 18. 11. 1～ 平 22. 8. 31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	81 項	

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 直噴式とは、直噴式の原動機を有する自動車という。
 - 平成元年規制については、直噴式の原動機を有する自動車及び車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。
 - 排出ガス非認証車のモード規制値欄中備考欄の【注5】は、7-58-1 (3) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
 - 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 - ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第81項関係)
 - 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表③-2 軽油を燃料とする車両総重量が2.5tを超え3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④ウ関係						適用関係告示根拠
		適用時期				モード規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN	備考	
21	L C F M D Q M R	平 21. 10. 1	平 22. 9. 1	平 22. 9. 1	$\text{JC08H モト}^{\circ} \times 0.75 + \text{JC08C モト}^{\circ} \times 0.25 \text{ (g/km)}$	0. 84	0. 032	0. 20	0. 009	なし		175 項
30	3 C F 4 D 5 M 6 7	令 1. 10. 1	令 4. 1. 1※1	令 4. 1. 1	WLTCモード [*] (g/km) ※2	0. 88	0. 037	0. 36	0. 013	同上		189 項
		令 3. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTCモード [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上		190 項
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTCモード [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上		193 項
		令 4. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTCモード [*] (g/km) ※5	同上	同上	同上	同上	同上		195 項
		令 5. 10. 1	令 7. 10. 1	令 7. 10. 1	WLTCモード [*] (g/km) ※6	同上	同上	同上	同上	11. 1×10 ¹¹		204 項
		令 6. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1	WLTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

- 注1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
 - 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 - ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 - ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
 - ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - ※5は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - ※6は、令和5年9月22日付け国土交通省告示第969号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - SPNの単位は、(個/km)に読み替えるものとする。

7-58-18 従前規定の適用④

次に掲げる自動車にあつては、それぞれに掲げる基準に適合するものであればよい。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- ① 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であって、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの〔輸入自動車以外の自動車であって、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。〕については、適用表④-1の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。
- ② ①以降のものであって、令和8年9月30日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であって、令和5年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和8年9月30日以前のものについては、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。
- ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和8年9月30日以前のものについては、適用表④-2の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(3)に規定する欄に掲げる値を超えないものであればよい。

[適用表④-1]

- (1) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- (2) ディーゼル4モードの規定の適用にあたっては、新規検査又は予備検査の際、平成20年3月25日付け国土交通省告示第348号による改正前の細目告示別添45「ディーゼル4モード黒煙の測定方法」に規定する黒煙4モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度がディーゼル4モード欄に掲げる値

[適用表④-2]

- (3) 7-58-1 (1) ③の規定の適用にあたっては同表のモード規制値の欄に掲げる値
- 適用表④-1 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分				7-58-1 (1) ③関係							ディーゼル4モード関係	
		適用時期				測定モード* (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル4 モード* (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除 く。)	排出ガス非認 証車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	昭54.3.31 以前	昭55.2.29 以前	昭56.3.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
					平18.9.30 以前	同上	同上	同上	同上	同上		1項 表10号	同上	77項
昭54	K	昭54.4.1	昭55.3.1	昭56.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		17項	同上	なし
57	N	昭57.10.1	昭58.9.1	昭59.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		18項	同上	同上
58	P	昭58.8.1	昭59.7.1	昭60.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		22項	同上	同上
平1	U	平1.10.1	平2.9.1	平3.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		27項	同上	同上
2	W	平2.10.1	平3.9.1	平4.4.1		同上	同上	同上	同上	同上		38項	同上	同上
6	KC	平6.10.1	平7.9.1	平8.4.1		13 (g/kWh)	9.20	3.80	6.80	0.96		48項	同上	同上
							同上	同上	7.80	同上	直噴式			
10	KK HF DR WR DS WS DT WT	平10.10.1	平11.9.1	平12.4.1		同上	同上	同上	5.80	0.49	車両総重量12t以下	68項	同上	同上
11	KL HM DU WU DV WV DW WW	平11.10.1	平12.9.1	平13.4.1		同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量12t超	69項	同上	同上
15	KR HY TL XL LL YL UL ZL PA VA PB VB PC VC PD VD PE VE PF VF PG	平15.10.1	平16.9.1~ 平19.8.31	平16.9.1~ 平19.8.31		同上	3.46	1.47	4.22	0.35	車両総重量12t以下	77項	同上	77項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	VG PH VH														
	なし				平 18.10.1～ 平 19.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	25	84項 表2号
16	KS HZ TM XM LM YM UM ZM PJ VJ PK VK PL VL PM VM PN VN PP VP PQ VQ PR VR	平 16.10.1	平 17.9.1～ 平 19.8.31	平 17.9.1～ 平 19.8.31		同上	同上	同上	同上	同上	同上	車両総重量 12t 超	77項	同上	77項
	なし				平 18.10.1～ 平 19.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】	77項 84項 表1号	25	84項 表2号
17	A : C : G B : D C : J D : K N : M P	平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 22.8.31	平 19.9.1～ 平 22.8.31		JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	2.70	0.036	HC につい ては、MHC とする。 車両総重量 12t 超	126項	25	126項 84項 表2号	
		平 17.10.1	平 19.9.1～ 平 23.9.30	平 19.9.1～ 平 23.9.30		同上	同上	同上	同上	同上	HC につい ては、MHC とする。 車両総重量 12t 以下	同上	同上	同上	
	なし				平 15.10.1～ 平 22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t 超	84項 表1号	同上	84項 表2号	
					平 15.10.1～ 平 23.9.30	同上	同上	同上	同上	同上	同上 【注5】 車両総重量 12t 以下	同上	同上	同上	

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 「直噴式」とは、直噴式の原動機を有する自動車をいう。
- 平成元年規制については、車両総重量が8tを超えるトレーラを牽引する牽引自動車及びクレーン作業用自動車を除く。
- モード規制値欄中備考欄の【注5】は、7-58-1(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
- 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- ディーゼル4モードの規定は、設備・体制整備等を行い試験の実施が可能となる環境が整うまでの間、適用しない。(適用関係告示第28条第84項関係)
- 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

適用表④-2 軽油を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車(乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。)

区分					7-58-1(1)③関係								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード [*] (単位)	モード規制値					適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車(輸入自 動車を除 く。)	輸入自動車	排出ガス非認 証車		CO	NMHC	NOx	PM	SPN		備考
21	L : C : A M : D : G Q : J R : K N	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1		JE05 (g/kWh)	2.95	0.23	0.90	0.013	なし	車両総重量 12t 超	165項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)												
	P Q R S T M																
	なし				平 22. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84 項 【注 2】 表 2 号
22	S T	C D J K N P Q R S T M	A G	平 22. 10. 1	平 23. 10. 1	平 23. 10. 1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	165 項 車両総重量 12t 以下
	なし				平 23. 10. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84 項 【注 2】 表 2 号
28	2	C D J K N P Q R S T M	A G	平 28. 10. 1	平 29. 9. 1	平 29. 9. 1		WHDC : WHTC ホットモード [*] × 0.86 + WHTC コールドモード [*] × 0.14 【注 3】及び WHSC モード [*] (g/kWh)	同上	同上	0.70	同上	同上	同上	同上	同上	200 項 車両総重量 7.5t 超 (第五輪荷重を有する牽引車以外)
	なし				平 29. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84 項 【注 2】 表 2 号
	2	C D J K N P Q R S T M	A G	平 30. 10. 1	令 1. 9. 1	令 1. 9. 1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	200 項 車両総重量 7.5t 以下
	なし				令 1. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84 項 【注 2】 表 2 号
	2	C D J K N P Q R S T M	G	平 29. 10. 1	平 30. 9. 1	平 30. 9. 1		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	200 項 車両総重量 7.5t 超 の第五輪荷重を有する牽引車
	なし				平 30. 9. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	84 項 【注 2】 表 2 号
	2	C D J K N P Q R S T M	G	令 5. 10. 1	令 8. 10. 1	令 8. 10. 1		WHDC : WHTC ホットモード [*] × 0.86 + WHTC コールドモード [*] × 0.14 及び WHSC モード [*] (g/kWh)	同上	同上	同上	同上	同上	10.4 × 10 ¹¹ ※1	11.1 × 10 ¹¹ ※2		-
	なし				令 8. 10. 1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	-

注 1 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

- 2 新型生産車の平成17年規制と平成21年規制の区分については、識別記号により規制年を判断する。
- 3 モード規制値欄備考欄の【注2】は、7-58-1(3)により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があることを示す。
- 4 測定モード欄中の【注3】は、指定自動車等以外の自動車についてWHSCモードを実施しないことを示す。
- 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 6 ※1は、WHTCモード法及びハイブリッド用過渡試験サイクルを示す。
- 7 ※2は、WHSCモード法を示す。
- 8 SPNの単位は、(個/kWh)に読み替えるものとする。

7-58-19 従前規定の適用⑮

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kg以下のものに限る。)であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑮の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑮ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kg以下の乗車定員が10人以下である乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード(単位)	7-58-1(1)⑥ア関係						適用関係 告示根拠
		適用時期				モード規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
なし	TN LN UN NA NF なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	A E A C F D G N H Y Z	平17.10.1	平15.10.1~22.8.31	平15.10.1~22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12(g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	同上	HCについてはNMHCとする。	107項
		平20.10.1	平18.11.1~22.8.31	平18.11.1~22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1~22.8.31	平18.11.1~22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	L E A M F Q G R H Y Z	平21.10.1	平20.3.25~25.2.28	平20.3.25~25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177項
30	3 E A 4 F Z 5 G 6 H 7 Y Z	平30.10.1	令2.9.1※1	令2.9.1	WLTCモード(g/km) ※2	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	同上	189項
		令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード(g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
		令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード(g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項
		令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード(g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 - 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 - 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証(審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。)の発行日により規制年を判断することを示す。
 - 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
 - 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-20 従前規定の適用⑯

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車(車両重量が1,265kgを超えるもの及び乗車定員10人の自動車にあつては、車両重量が1,265kgを超えるものであつて車両総重量3.5t以下のものに限る。)であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑯の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑯ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両重量が1,265kgを超える自動車であつて、乗車定員9人以下である乗用自動車及び車両総重量3.5t以下で、かつ、乗車定員10人の乗用自動車

規制年	識別記号	区分			測定モード(単位)	7-58-1(1)⑥ア関係						適用関係 告示根拠
		適用時期				モード規制値						
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車(輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	
なし	TN LN	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)									
	UN NA NF なし													
17	A C D N Y Z	E F G H Y Z	平 17.10.1	平 15.10.1～ 22.8.31	平 15.10.1～ 22.8.31	10・15 モト [*] × 0.88 + 11 モト [*] × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.20	0.019	同上	HC につい ては NMHC とする。	107 項	
			平 20.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	10・15 モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
			平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	JC08H モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R Y Z	E F G H Y Z	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	10・15 モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	同上	134 項	
			平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7 Z	E F G H Y Z	平 30.10.1	令 2.9.1※1	令 2.9.1	WLTC モト [*] (g/km) ※2	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	同上	189 項	
			令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モト [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項	
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項	
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—	

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
- 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
- 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
- 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」Ⅱ.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
- 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-21 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			7-58-1(1)⑥イ関係							適用関係 告示根拠	
		適用時期			測定モード [*] (単位)	モード規制値							
		新型生産車	継続生産車・排 出ガス非認証車 (輸入自動車を 除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	TP LP UP NC NH なし	平 17.9.30 以前	平 19.8.31 以前	平 19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80 項	
17	A C D N Y Z	E F G H Y Z	平 17.10.1	平 15.10.1～ 22.8.31	平 15.10.1～ 22.8.31	10・15 モト [*] × 0.88 + 11 モト [*] × 0.12 (g/km)	1.92	0.08	0.19	0.017	同上	HC につい ては NMHC とする。	107 項
			平 20.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	10・15 モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113 項
			平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	JC08H モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R Y Z	E F G H Y Z	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	10・15 モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	同上	134 項
			平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モト [*] × 0.75 + JC08C モト [*] × 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7 Z	E F G H Y Z	平 30.10.1	令 2.9.1	令 2.9.1※1	WLTC モト [*] (g/km) ※2	2.03	0.16	0.23	0.009	同上	同上	189 項
			令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モト [*] (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト [*] (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モト [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

	(g/km)
--	--------

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 - 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 - 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 - 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
 - 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-22 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超え3.5t以下の普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、令和4年9月30日以前に製作されたものについては、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1(1)⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が1.7tを超えて3.5t以下である自動車（乗車定員が10人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1(1)⑥ウ関係								
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値						適用関係 告示根拠	
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考		
なし	TQ LQ UQ NI ND NE なし	平17.9.30以前	平19.8.31以前	平19.8.31以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80項
17	A E F C F D G N H Y Z	平17.10.1	平15.10.1～22.8.31	平15.10.1～22.8.31	10・15モード×0.88+11モード×0.12 (g/km)	4.08	0.08	0.33	0.020	同上	同上	HCについてはNMHCとする。	107項
		平20.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113項
		平21.10.1	平18.11.1～22.8.31	平18.11.1～22.8.31	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132項
21	L E F M F Q G R H Y Z	平21.10.1	平20.3.25～25.2.28	平20.3.25～25.2.28	10・15モード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	0.20	0.009	同上	同上	同上	134項
		平23.4.1	平25.3.1	平25.3.1	JC08Hモード×0.75+JC08Cモード×0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177項
30	3 E F 4 F 5 G 6 H 7 Y Z	令1.10.1	令3.9.1※1	令3.9.1	WLTCモード (g/km) ※2	4.48	0.23	0.36	0.013	同上	同上	同上	189項
		令3.10.1	令3.10.1	令3.10.1	WLTCモード (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190項
		令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193項
		令4.10.1	令4.10.1	令4.10.1	WLTCモード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 - 3 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 - 4 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 - 5 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 - 6 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
 - 7 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-23 従前規定の適用⑪

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の普通自動車及び小型自動車を除く。）であつて、平成22年8月31日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成23年9月30日）以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは平成22年10月1日）以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑪の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1(1)⑤の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑪ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする車両総重量が3.5tを超える自動車（乗車定員が9人以下である乗用自動車を除く。）

区分					7-58-1(1)⑤関係								
規制年	識別記号	適用時期				測定モード（単位）	モード規制値						適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車 (排出ガス非 認証車を除	排出ガス非認 証車		CO	HC	NOx	PM	SPN	備考	

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査						第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
なし	TR	平 17.9.30	平 19.8.31	平 19.8.31	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80 項
	LR UR NE NJ なし	以前	以前	以前										
17	A E A C F G D G N H Y Z	平 17.10.1	平 19.9.1~ 平 22.8.31	平 19.9.1~ 平 22.8.31	なし	JE05 (g/kWh)	21.3	0.31	2.7	0.036	同上	HC につい ては NMHC とする。 車両総重 量 12t 超	130 項	
		平 17.10.1	平 19.9.1~ 平 23.9.30	平 19.9.1~ 平 23.9.30		同上	同上	同上	同上	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。 車両総重 量 12t 以 下	同上	
	なし	なし	なし	なし	平 15.10.1~ 平 22.8.31	同上	同上	同上	同上	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。 【注 3】 車両総重 量 12t 超	同上	
					平 15.10.1~ 平 23.9.30	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。 【注 3】 車両総重 量 12t 以 下	同上
21	L E A M F G Q G R H Y Z	平 21.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	なし	JE05 (g/kWh)	同上	同上	0.9	0.013	同上	HC につい ては NMHC とする。 車両総重 量 12t 超	-	
		なし	なし	なし		平 22.9.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注 3】	-
22	S E A T F G G H Y Z	平 22.10.1	平 23.10.1	平 23.10.1	なし	JE05 (g/kWh)	同上	同上	同上	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。 車両総重 量 12t 以 下	-	
		なし	なし	なし		平 23.10.1	同上	同上	同上	同上	同上	同上	【注 3】	-

- 注 1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 モード規制値欄中備考欄の【注 3】は、7-58-1 (3) により、規制の適用が猶予される排出ガス非認証車があること。
 4 識別記号が 3 桁のものにあつては、識別記号欄を左から 1 桁目、2 桁目、3 桁目の順に示す。

7-58-24 従前規定の適用⑩

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）であつて、令和 4 年 9 月 30 日以前に製作されたものについては、次の適用表⑩の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、7-58-1 (1) ⑥の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

適用表⑩ ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外の燃料を燃料とする軽自動車（乗用自動車を除く。）

規制年	識別記号	区分			7-58-1 (1) ⑥エ関係								
		適用時期			測定モード* (単位)	モード*規制値					適用関係 告示根拠		
		新型生産車	継続生産車	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	SPN		備考	
なし	TS LS US NB NG なし	平 17.9.30 以前	平 19.8.31 以前	平 19.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	80 項
17	A E D C F D G N H	平 17.10.1	平 15.10.1~ 22.8.31	平 15.10.1~ 22.8.31	10・15 モード* × 0.88 + 11 モード* × 0.12 (g/km)	6.67	0.08	0.20	0.019	同上	同上	HC につい ては NMHC とする。	107 項
		平 20.10.1	平 18.11.1~	平 18.11.1~	10・15 モード* × 0.75 + JC08C モード* ×	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	113 項

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)								
		Y Z		22.8.31	22.8.31	0.25 (g/km)							
			平 21.10.1	平 18.11.1～ 22.8.31	平 18.11.1～ 22.8.31	JC08H モード×0.75+JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	132 項
21	L M Q R	E F G H Y Z	平 21.10.1	平 20.3.25～ 25.2.28	平 20.3.25～ 25.2.28	10・15 モード×0.75+JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	0.11	0.007	同上	同上	134 項
			平 23.4.1	平 25.3.1	平 25.3.1	JC08H モード×0.75+JC08C モード× 0.25 (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	177 項
30	3 4 5 6 7	E F G H Y Z	令 1.10.1	令 3.9.1※1	令 3.9.1	WLTC モード (g/km) ※2	7.06	0.16	0.23	0.009	同上	同上	189 項
			令 3.10.1	令 3.10.1	令 3.10.1	WLTC モード (g/km) ※3	同上	同上	同上	同上	同上	同上	190 項
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モード (g/km) ※4	同上	同上	同上	同上	同上	同上	193 項
			令 4.10.1	令 4.10.1	令 4.10.1	WLTC モード (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。
 3 ※1は、出荷検査証が発行された多仕様自動車について、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日により規制年を判断することを示す。
 4 ※2は、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。
 5 ※3は、走行抵抗及びシャシダイナモメータ設定に関し、令和2年6月30日付け国土交通省告示第704号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」II.別紙4に定める設定を適用したWLTCモードとする。
 6 ※4は、令和3年8月5日付け国土交通省告示第1084号による改正前の細目告示別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に定めるWLTCモードとする。

7-58-25 従前規定の適用④

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が19kW以上37kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表④の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1 (1) ⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。
 なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。
 (2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表④ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力19kW以上37kW未満のもの）

区分		7-58-1 (1) ⑧ア関係									ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード (%)	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平 15.9.30 以前	平 16.8.31 以前	平 16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項8号	なし	1項8号
平 15	SA	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8【26】(g/kWh)	6.50	1.95	10.40	1.04	【注①】	93項	40【注①】	100項
平 19	E C D M	平 19.10.1	平 20.9.1	平 20.9.1	同上	同上	1.33	7.98	0.53	同上	146項	40【注①】	147項
平 25	X C D M	平 25.10.1	平 27.9.1	平 27.9.1	8【26】(g/kWh) NRTC (g/kWh)	6.5	0.9	5.3	0.04	HCについてはNMHCとする。 【注①】	162項	25【注①】	162項
平 26	Y C D M	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	8 (g/kWh) 試験サイクルは「ディスクロード」又は RMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	同上	同上	同上	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。
 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1 (4)により、規制の適用が猶予されることを示す。
 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-26 従前規定の適用⑤

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が37kW以上56kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成28年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1 (1) ⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。
 なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。
 (2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表㉓ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力37kW以上56kW未満のもの）

区分					7-58-1 (1) ㉓イ関係						ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード （%）	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平 15.9.30 以前	平 16.8.31 以前	平 16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項8号	なし	1項8号
平 15	SB	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8【26】（g/kWh）	6.50	1.69	9.10	0.52	同上	97項	40【注①】	100項
平 20	K C N D M	平 20.10.1	平 21.9.1	平 21.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.42	40	144項	35【注①】	147項
平 25	X C N D M	平 25.10.1	平 26.11.1	平 26.11.1	8【26】（g/kWh） NRTC（g/kWh）	6.5	0.9	5.3	0.033	25	160項	25【注①】	160項
平 26	Y C N D M	平 28.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	8（g/kWh） 試験サイクルはデイスクリート又は RMC NRTC（g/kWh）	同上	同上	同上	同上	HCについ てはNMHC とする。 【注①】	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。
 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注①】は、7-58-1(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。
 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-27 従前規定の適用㉓

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が56kW以上75kW未満である原動機を備えたものであつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成27年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉓の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1(1)㉓の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。
 なお、7-60-4㉓の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。
 (2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表㉔ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力56kW以上75kW未満のもの）

区分					7-58-1 (1) ㉓ウ関係						ディーゼル8モード 黒煙関係		
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード （%）	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平 15.9.30 以前	平 16.8.31 以前	平 16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし	1項7号	なし	1項8号
平 15	SB	平 15.10.1	平 16.9.1	平 16.9.1	8【26】（g/kWh）	6.50	1.69	9.10	0.52	【注①】	99項	40【注①】	100項
平 20	K C P D M	平 20.10.1	平 22.9.1	平 22.9.1	同上	同上	0.93	5.32	0.33	同上	142項	30【注①】	147項
平 24	W C P D M	平 24.10.1	平 26.4.1	平 26.4.1	8【26】（g/kWh） NRTC（g/kWh）	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについ てはNMHC とする。 【注①】	158項	25【注①】	158項
平 26	Y C P D M	平 27.10.1	平 29.9.1	平 29.9.1	8（g/kWh） 試験サイクルはデイスクリート又は RMC NRTC（g/kWh）	同上	同上	0.53	同上	同上	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。
 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード規制値欄の【注①】は、7-58-1(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。
 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-28 従前規定の適用㉔

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が75kW以上130kW未満である原動機を備えた自動車であつて、平成29年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成27年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表㉔の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1(1)㉓の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---

なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。

(2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表④ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力75kW以上130kW未満のもの）

区分					7-58-1 (1) ⑧関係							ディーゼル8モード 黒煙関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード （%）	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	平15.9.30 以前	平16.8.31 以前	平16.8.31 以前	なし	なし	なし	なし	なし		1項8号	なし	1項8号
平15	SC	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8【26】(g/kWh)	6.50	1.30	7.80	0.39	【注①】	95項	40【注①】	100項
平19	E C R D M	平19.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.27	同上	140項	25【注①】	147項
平24	W C R D M	平24.10.1	平25.11.1	平25.11.1	8【26】(g/kWh) NRTC (g/kWh)	6.5	0.25	4.4	0.03	HCについてはNMHCとする。 【注①】	158項	同上	158項
平26	Y C R D M	平27.10.1	平29.9.1	平29.9.1	8 (g/kWh) 試験サイクルはディスクリフト又はRMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	0.53	同上	同上	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。
- 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。
- 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-29 従前規定の適用④

軽油を燃料とする大型特殊自動車のうち、定格出力が130kW以上560kW未満である原動機を備えたものであつて、平成28年8月31日以前に製作されたもの（輸入自動車以外の自動車であつて、平成26年10月1日以降の型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）については、次の適用表⑤の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、(1)又は(2)に規定する欄に掲げる値をそれぞれ超えないものであればよい。

- (1) 7-58-1(1)⑧の規定の適用にあつては同表のモード規制値の欄に掲げる値。
- なお、7-60-4⑤の自動車にあつては、大気開放されるブローバイ・ガスを含まないで測定した値が超えないものであればよい。
- (2) ディーゼル8モード黒煙の規定の適用にあつては、新規検査又は予備検査の際、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いがディーゼル8モードの欄に掲げる値

適用表⑤ 軽油を燃料とする大型特殊自動車（定格出力130kW以上560kW未満のもの）

区分					7-58-1 (1) ⑧関係							ディーゼル8モード 黒煙関係	
規制年	識別記号	適用時期			測定モード（単位）	モード規制値					適用関係 告示根拠	ディーゼル8 モード （%）	適用関係 告示根拠
		新型生産車	継続生産車・ 排出ガス非認 証車（輸入自 動車を除く。）	輸入自動車		CO	HC	NOx	PM	備考			
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし		1項8号	なし	1項8号
平15	SD	平15.10.1	平16.9.1	平16.9.1	8【26】(g/kWh)	4.55	1.30	7.80	0.26	【注①】	91項	40【注①】	100項
平18	J C S D M	平18.10.1	平20.9.1	平20.9.1	同上	同上	0.53	4.79	0.23	同上	138項	25【注①】	147項
平23	U C S D M	平23.10.1	平25.4.1	平25.4.1	8【26】(g/kWh) NRTC (g/kWh)	4.6	0.25	2.7	0.03	HCについてはNMHCとする。 【注①】	156項	同上	156項
平26	Y C S D M	平26.10.1	平28.9.1	平28.9.1	8 (g/kWh) 試験サイクルはディスクリフト又はRMC NRTC (g/kWh)	同上	同上	0.53	同上	同上	—	—	—

- 注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。
- 2 排出ガス非認証車については、識別記号の有無にかかわらず、製作年月日により規制年を判断する。
- 3 測定モード欄中の8【26】は、平成26年1月20日付け国土交通省告示第43号による改正前の細目告示別添43「ディーゼル特殊自動車排出ガスの測定方法」に規定するディーゼル特殊自動車8モード法を表す。
- 4 モード規制値欄中備考欄及びディーゼル8モード欄の【注①】は、7-58-1(4)により、規制の適用が猶予されることを示す。
- 5 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

7-58-30 従前規定の適用⑤

ガソリンを燃料とする二輪自動車及び側車付二輪自動車のうち、小型自動車であつて、令和6年11月30日以前に製作されたもの（令和2年12月1日以降の型式指定自

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査					第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)							
<p>動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。)については、次の適用表②の区分の欄に掲げる規制年の区分に応じ、同表のモード規制値の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>ただし、7-58-1 (1) ④の規定のうち粒子状物質に関する基準は、ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車以外のものには適用しない。</p> <p>適用表② ガソリンを燃料とする小型二輪自動車</p>												
規制年	識別記号	区分			測定モード [*] (単位)	7-58-1 (1) ④関係						適用関係 告示根拠
		適用時期	測定モード [*] (単位)	モード [*] 規制値								
		新型生産車	継続生産車・排出ガス非認証車 (輸入自動車を除く。)	輸入自動車		CO	HC	NMHC	NOx	PM	備考	
なし	なし	平 11. 9. 30 以前	平 12. 8. 31 以前	平 13. 3. 31 以前	なし	なし	なし	なし	なし	なし		なし
平 11	BC BD	平 11. 10. 1	平 12. 9. 1	平 13. 4. 1	二輪車暖機モード [*] (g/km)	14. 4	5. 26	同上	0. 14	同上	2サイクル	87 項
						20. 0	2. 93	同上	0. 51	同上	4サイクル	
平 19	E : A : L : B : : L :	平 19. 10. 1	平 20. 9. 1	平 20. 9. 1	二輪車モード [*] (g/km)	2. 7	0. 40	同上	0. 20	同上		152 項
		平 24. 10. 1	平 25. 9. 1【注3】	平 25. 9. 1	WMTCモード [*] (g/km)	3. 48	0. 36	同上	0. 28	同上		167 項
平 28	2 : A : L : B : : L :	平 28. 10. 1	平 29. 9. 1	平 29. 9. 1	同上	1. 58	0. 24	同上	0. 10	同上	クラス2	182 項
						同上	0. 21	同上	0. 14	同上	クラス3	
令 2	8 : A : L : B : : L :	令 2. 12. 1	令 4. 11. 1	令 4. 11. 1	WMTCモード [*] (g/km) ※1	1. 33	0. 13	0. 088	0. 096	0. 0063		197 項
		令 6. 12. 1	令 6. 12. 1	令 6. 12. 1	WMTCモード [*] (g/km)	同上	同上	同上	同上	同上		—

注1 モード規制値欄に「なし」の記載がある場合は、当該規制は適用しないことを示す。

2 適用時期欄の【注3】は継続生産車を除くことを示す。

3 平成28年規制のモード規制値欄備考に記載する車種は下表のものを示す。

クラス2	総排気量 0. 1250を超え 0. 1500未満かつ最高速度 100km/h 以上 130km/h 未満 総排気量 0. 1500以上かつ最高速度 130km/h 未満
クラス3	総排気量 0. 1250を超えかつ最高速度 130km/h 以上

4 識別記号が3桁のものにあつては、識別記号欄を左から1桁目、2桁目、3桁目の順に示す。

5 ※1は、令和4年10月7日付け国土交通省告示第1040号による改正前の細目告示別添44「二輪車排出ガスの測定方法」に定めるWMTCモードとする。